

薬食血発 1127 第 1 号
平成 24 年 11 月 27 日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」に基づく公募について

国民の善意の献血によって得られる血液を研究開発等に使用することについては、「献血血液の研究開発等での使用に関する指針について」（平成 24 年 8 月 1 日医薬発 0801 第 1 号）により示したところです。

今般、当該指針に基づき、別添のとおり研究開発等で献血血液の使用を希望する者を公募することとしましたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村において、血液製剤の安全性向上等の研究に携わる者に周知をお願いします。

山	梨	県
衛	生	薬
務	課	
24.12-3		
衛	薬	第 号